

奈良県地域限定保育士試験事業について、次のとおり公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定しますので、公告します。

令和8年4月27日

奈良県知事 山下 真

1 公募型企画提案に付する事項

(1) 業務名

奈良県地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務

(2) 業務の内容

奈良県地域限定保育士試験における保育実技講習会の円滑な運営を通じて、受講者が必要な知識と技能を習得し、講習会を修了して地域限定保育士として保育等の業務に従事することにより、県内の保育士の確保につなげる。

詳細は「奈良県地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託上限額

4,941,195 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型企画提案に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 企画提案参加申込書の提出日から契約締結日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加有資格者名簿において、「Q7諸サービス」のいずれかに登録がある者であること。
- (6) 公告日から過去5年以内に、国、都道府県、市町村、あるいはこれらが構成員になっている団体（実

行委員会等)を契約の相手方として、保育分野における人材養成等に関する研修業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等について、契約上限額を超える見積を提案したとき
- (5) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

4 手続き等

- (1) 公募型企画提案参加申込書・企画提案書の提出先及び問い合わせ先

奈良県地域創造部こども・女性局

こども保育課 奈良っ子はぐくみ係

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 3 階

電話 0742-27-8733 FAX 0742-27-2023

- (2) 企画提案説明書等の交付期間・場所

(ア) 交付期間 令和8年4月27日(月)から令和8年5月13日(水)正午まで

(土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(イ) 交付場所 (1)に同じ

なお、企画提案書等は奈良県こども保育課のホームページにも掲載します。

- (3) 参加申込書の提出期限等

①提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

(イ) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和8年5月13日(水)午後5時までに必着

(ウ) 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限等

(ア) 提出期限 令和8年5月21日(木)午後5時まで

② 提出先 (1)に同じ

③ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和8年5月21日(木)午後5時までに必着

④ 提出部数 8部(正1部+副7部(副には事業所名を記載しないでください。))

5 最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書等について、奈良県地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の審査により最優秀提案者を選定します。

6 企画提案等に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 その他

(1) 本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注してください。

(2) 審査の結果、特定した最優秀提案者を受託事業者として、奈良県契約規則等に基づき、双方協議のうえ、随意契約による委託契約の締結を行います。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、委員会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合があります。

(3) 契約時に、契約金額の10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めることとなります。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。

(4) 受託事業者から支払い請求があり、必要と認められる場合には、契約額の2分の1の範囲で1回に限り概算払いができるものとします。

(5) 第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託事業者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとします。

(6) 契約書については、受託事業者と特定された者に対して、別途作成・提示します。

(7) 契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託事業者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる

場合は、契約を解除し委託事業者を変更することがあります。

(8) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。また提案書は返却しません。

(9) その他、詳細は「奈良県地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託公募型企画提案説明書」等によります。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。